

事業計画変更の経緯

- 国土交通省の「令和5年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針」の改正作業の遅れにより、2023年度の事業計画は前年度の運用方針に基づき策定して認可を受けていたところ、7月3日付けで、令和5年度の運用方針が発出されたことから、当該事業計画を変更し、9月 日付けで中国運輸局長の認可を受けたもの。

《令和5年度運用方針の基本的考え方》

貸切バスの輸送需要の回復が見込まれるところであり、法令遵守がなされていると推認される営業所に対する特例を設けることにより、特定の営業所に対する法令遵守状況の確認を重点的に行う。

当初の事業計画による巡回指導

- 貸切バス適正化機関の巡回指導は、国の監視対象営業所を除く全ての営業所に対し、原則、毎年度1回実施し、優良営業所は特化項目及び関連項目を、その他の営業所は重点項目及び関連項目の調査を実施。 ※発出予定の運用方針に備え、年度当初から全ての巡回指導項目の調査を実施。

変更後の事業計画による巡回指導

1. 特定の営業所に対する巡回指導の重点化

巡回指導結果を踏まえた改善状態を維持していない営業所も見受けられるため、巡回指導及び国の監査との連携を強化・重点化。

- **巡回指導結果が「C」以下（「適」の数が40以下）だった営業所又は、運賃・料金に係る項目の判定が「否」だった営業所**
⇒原則3か月後に再度巡回指導を実施。
- その際、**全ての巡回指導項目（45項目）の確認を行い、再度「C」以下又は運賃・料金に係る項目の判定が「否」だった場合は、国が監査を行う。**

2. 貸切バス適正化機関巡回指導運用方針において「優良営業所」とされた営業所に対する特例

令和5年度においては、「優良営業所」と認められた営業所について、以下の特例措置を追加。

- **令和3年度及び令和4年度において、巡回指導確認項目に「否」の判定が1つもなかった営業所**であって、
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度による**3ツ星の評価認定**を受けている事業者は、
⇒**令和5年度の巡回指導実施対象から除外。**

※令和6年度の特例については、令和5年度の状況を確認しながら検討。

【重点化後のイメージ】

